

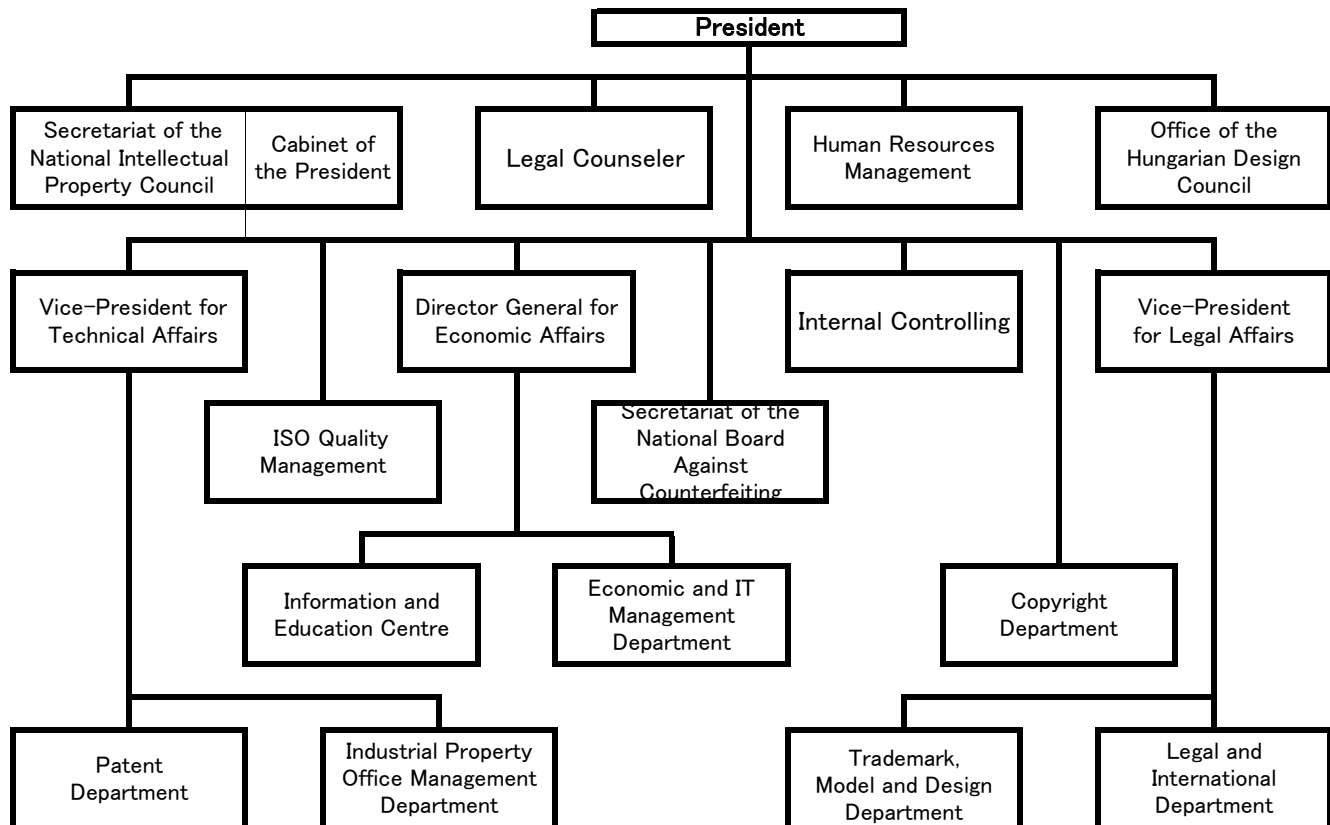
①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)				
②名称	Ministry of Economy and Transport / Hungarian Intellectual Property Office (HIPO)				
③所在地	II. János Pál pápa tér 7 H-1081 Budapest				
④連絡先	(電話) (36 1) 312 44 00	(FAX) (36-1) 331 25 96			
	(E-mail) <a href="mailto:hipo@hipo.gov.hu">hipo@hipo.gov.hu</a>	(internet) <a href="http://www.hipo.gov.hu">http://www.hipo.gov.hu</a>			
⑤組織の長	President : Mr. Szabolcs Farkas				
⑥沿革	<p>・新特許法が1996年1月1日に施行され、ハンガリー特許法は欧州特許条約と基本的に整合した。</p> <p>・最新のハンガリー知財法は次の通り。 ハンガリーにおいては、2007年法律第147号により一部改正が行われ、この改正法は2009年8月1日から施行されている。内容的には、次のように従前の各法律そのままである。</p> <p>特許法(2009年8月1日施行、1995年法律第33号)          実用新案法(2009年8月1日施行、1995年法律第33号)          意匠法(2009年8月1日施行、2001年法律第48号)          商標法(2009年8月1日施行、1994年法律第11号)</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、植物新品種の保護、地理的表示、半導体集積回路の回路配置の保護、著作権				
⑩加盟条約	WIPO 1970/4/26	ベルヌ 1922/2/14	ブリュッセル PLT 2008/3/12	フィルム登録 1998/8/7	マドリッド(原産地表示) 1934/6/5
	ナイロビ(オリンピック) 2008/12/28	パリ 1909/1/1	ワシントン 2008/3/12	レコード保護 1975/5/28	ローマ 1995/2/10
	シンガポール	TLT 1998/11/26	ワシントン	WCT(著作権) 2002/3/6	WPPT(演奏及びレコード) 2002/5/20
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	1980/8/19	ロンドンアクト	ヘーグアクト 1984/8/1	ジュネーブアクト 2004/5/1	1967/3/23
	マドリッド(標章) 1909/1/1	マドプロ 1997/10/3	PCT 1980/6/27	ロカルノ 1974/1/1	ニース 1967/3/23
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数		450	456	446
(内 外国出願)			23	28	13	94
(内 日本から)			2	8		3
(内 PCTルート)			13	5	6	69
実用新案	全数		255	228	211	208
	(内 外国出願)		16	13	22	19
意匠	全数		166	175	132	119
	(内 外国出願)		38	40	23	21
	(内 日本から)		2	2	2	
商標	全数		5,290	5,169	5,338	4,346
	(内 外国出願)		1,735	1,531	1,548	1,298
	(内 日本から)		14	10	9	6
登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年	
特許	全数	135	94	107	132	
	(内 外国出願)	26	17	13	18	
	(内 日本から)	2	2	2	6	
	(内 PCTルート)	13	10	7	9	
実用新案	全数	168	133	147	169	
	(内 外国出願)	21	11	10	34	
意匠	全数	106	97	94	66	
	(内 外国出願)	22	29	20	14	
	(内 日本から)	2	1	1		
商標	全数	4,583	4,179	4,557	3,955	
	(内 外国出願)	1,906	1,521	1,485	1,377	
	(内 日本から)	19	12	9	9	

出典: WIPO IP Statistics

⑫ 組 織

<組織図> ハンガリー特許庁(HPO)は経済運輸省(Ministry of Economy and Transport)の下部組織である。



(出典): ハンガリー特許庁(HPO)のHP

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017年6月17日に統合した1995年法律XXXIII
	③地理的効力の範囲	ハンガリー国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第8条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ハンガリー非居住の出願人は、公認の弁理士又は弁護士を選任しなければならない。 (特許法第51条(1))
	⑦出願言語	ハンガリー語 (特許法第52条(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第22条、同第22A条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第2条(2)、(3))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は開示から6月。 (1) 出願人又は前権利者による開示、又は意に反する開示。 (特許法第3条、第64条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学の理論及び数学的方法 (2) 審美的創作物 (3) 知的活動、ゲーム及び業務遂行のための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (以上、特許法第1条(2)) (5) 人体及び人体の要素の単なる発見 (特許法第5A条(3)) (6) 公序良俗に反する発明 (特許法第6条(2)) (7) 人類のクローニング方法 (8) 人類の生殖系系遺伝的同一性を変更する方法 (9) 工業又は商業目的での人間の胚の使用。 (10) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって、人間又は動物に実質的な利益を与えることなく動物に苦痛のみを与えるおそれがあるもの、及び同方法の結果としての動物。 (11) 動植物の新品種 (12) 動物又は植物を生成する本質的に生物学的である方法。生成及び成長の各段階における人体、並びに人体の構成要素の単なる発見であって、遺伝子の部分的配列を含む。ため生産のため本質的に生物学的方法。 (13) 手術/処置による人/動物の治療方法及び人/動物の診断方法 (以上、特許法第6条(3)、(4)、(10))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第74条(1))
	⑬審査請求制度の有無	有。申請は、出願と同時に又は新規性調査の公式の通知の日から6月以内に行う。 (特許法第75条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。最も早い優先日から18月経過後。 (特許法第70条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。 (特許法第42条)
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方。 (特許法第31条)

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)				
	⑱費用 単位 HUF (ハンガリー・ フォロント)	[出願から登録までに掛かる費用]			
		出願料	34,000 HUF		
		優先権主張料			
		審査請求料	58,000 HUF		
		登録料			
		[特許権維持に掛かる費用]			
		年金			
		1年次	48,000 HUF	11年次	128,000 HUF
		2年次	53,500 HUF	12年次	128,000 HUF
		3年次	80,000 HUF	13年次	133,500 HUF
	4年次	80,000 HUF	14年次	133,500 HUF	
	5年次	101,500 HUF	15年次	139,000 HUF	
	6年次	101,500 HUF	16年次	139,000 HUF	
	7年次	112,000 HUF	17年次	144,000 HUF	
	8年次	112,000 HUF	18年次	144,000 HUF	
	9年次	123,000 HUF	19年次	149,500 HUF	
	10年次	123,000 HUF	20年次	149,500 HUF	
	⑳料金減免措置 の有無	無。			
	㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。			

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
実用新案 制度	②最新実用新案法の施行年月日	2018年1月1日に統合した実用新案の保護に関する1991年法律XXXVIII
	③地理的効力の範囲	ハンガリー国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (実用新案法第7条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ハンガリー非居住の出願人は、公認の弁理士又は弁護士を選任しなければならない。 (実用新案法第28条(1)、特許法第51条(1))
	⑦出願言語	ハンガリー語 (実用新案法第28条(1)、特許法第51条(1))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (実用新案法第11条(1))
	⑨新規性の判断基準	国内公知、国内刊行物 (実用新案法第2条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は開示から6月。 (1)出願人又は前権利者による開示、又は意に反する開示。 (実用新案法第2条(4))
	⑪不登録対象	(1) 物品の審美的意匠 (2) 植物品種及び動物品種 (3) 法令又は公共道徳に反する実用新案 (実用新案法第1条(2)、第5条(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (実用新案法第34条、第35条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、何人も情報提供が行える。(実用新案法第28条(1)、特許法第71条(1))
	⑰無効審判制度の有無	有。 (実用新案法第24条(1))
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、又は特許付与日から3年の何れか遅い方。 (実用新案法第17条(2)、特許法第31条)
	⑲費用 単位 HUF (ハンガリー・フォリント)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 17,000 HUF  [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 2年次 21,400 HUF      7年次 32,000 HUF 3年次 21,400 HUF      8年次 32,000 HUF 4年次 21,400 HUF      9年次 32,000 HUF 5年次 21,400 HUF      10年次 32,000 HUF 6年次 32,000 HUF
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2014年3月15日統合版
	③地理的効力の範囲	ハンガリー国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作考案者及び、承継人(自然人、法人) (意匠法第13条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ハンガリー非居住の出願人は、公認の弁理士又は弁護士を選任しなければならない。 (意匠法第33条(1)、特許法第51条(1))
	⑦出願言語	ハンガリー語 (意匠法第33条(1)、特許法第52条(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年毎に延長できる。最長25年。 (意匠法第19条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第4条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は開示から1月。 (1)出願人/前権利者の意思に基づく開示、及び出願人/前権利者に対する乱用による開示 (意匠法第4条(3))
	⑪不登録対象	(1)公の秩序又は公衆道徳に反する意匠 (2)パリ条約において規定されている国章又は国家当局若しくは国際機関の記章の無権限の使用によって構成されている意匠 (3)物品の技術的機能によってもっぱら定められる意匠 (4)他の物品と組合わせて使用される物品の意匠であって、機能を奏するためには、厳密に同一の形状又は大きさで再現されなければならない意匠(モジュラーシステムにおける複合集合又は相互交換可能の物品の場合を除く。) (意匠法第6条、第7条、第8条)
	⑫実体審査の有無	有。 (意匠法第41条、第44条、第47条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第1条(2))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第38条(1))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。 (意匠法第33条(3))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も意匠の無効を請求することができる。 (意匠法第28条(1)、第30条(1e))
	㉓登録表示義務	無。



①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2017年1月1日に統合した商標及び地理的表示の保護に関する1997年法律XI
	③地理的効力の範囲	ハンガリー国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (商標法第1条、同第96条、同第101条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、音響商標、色彩商標 (商標法第1条(2))
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人) (商標法第9条(2))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第4条(1)(a))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ハンガリー非居住の出願人は、公認の弁理士又は弁護士を選任しなければならない。 (商標法第44条(1))
	⑪出願言語	ハンガリー語 (商標法第45条(1))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新できる。 (商標法第11条)
	⑬「グレースピリオド」	有。公式の国際博覧会での展示から6月 (商標法第53条(1)(c))
	⑭不登録対象	(1)その標識が、専ら次のような標識若しくは表示から成る場合 取引において種類、品質、数量、意図した目的、価値、原産地、又は商品の生産若しくは役務の提供の時期、又は現行の言葉又は商慣習において慣習となった商品若しくは役務の他の特徴を示すのに役立つ標識若しくは表示 (2)商品自体の性質に起因する形状、又は技術的結果を得るために必要な形状、又は商品に実質的な価値を与える形状から成る標識 (3)公共の政策、道徳又は法律に反する標識 (4)もっぱら国の紋章、又は官庁若しくはパリ条約において定義された国際組織のその他の紋章から成る標識 (5)上記以外の勲章、記章、紋章又は公共の利益のための監督用及び証明用の公記号又は公印を含む意匠 (6)宗教的信念又はその他の信念に密接な関連を有するシンボルから成る標識 (商標法第2条～第5条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第4条(2))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第52条(3))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第61条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願から1月以内に請求しなければならない。 (商標法第64A条(1))
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。相対的理由による場合には利害関係者のみ、絶対的理由による場合には何人も公告から3月以内に異議を申し立てることができる。(商標法第61B条(1))



①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
②無効審判制度の有無	有。	(商標法第33条、第72条、第73条)
④不使用取消制度の有無	有。	5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第18条(1))
⑤商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。	
⑥図形要素の分類	無。	
⑦譲渡要件	無。商標権は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第19条)	
⑧費用 単位 HUF (ハンガリー・フォリント)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料(1クラス)            74,800 HUF  [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料(1クラス)   74,000 HUF	
⑨料金減免措置の有無	無。	